

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

新型コロナウイルス感染症に感染した（感染が疑われる場合を含む。）被保険者に対する傷病手当金の支給
(附則第4項関係)

1 内容

条例における新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正

(要旨)

傷病手当金の支給に係る、志木市国民健康保険条例における新型コロナウイルス感染症の定義については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則より引用していましたが、その附則が法改正により削除されたため、附則の内容と同じ内容を位置付ける条例改正を行いました。

【改正前】

(~ 略 ~)

労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、

(~ 略 ~)

【改正後】

(~ 略 ~)

労務に服することができないとき (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、

(~ 略 ~)

2 施行日等 公布の日 (令和3年7月28日)